

福祉用具をお貸しします

令和3年11月1日から適用

〈対象者〉

七宗町内の在宅で暮らしている方で、**緊急使用**または**新規購入のためのお試し期間**として、貸し出しが必要となった場合に貸し出します。

- ・ケガをして、車椅子が必要となった方。
- ・短期（2～3日）旅行や病院受診で車椅子を使用したい方。
- ・車椅子を注文しているが、車椅子が届くまで使用したい方。

※ 介護保険の認定を受けてみえる方は、介護保険のレンタルを優先してください。



〈貸与用具〉

電動ベッド、マットレス、車椅子、杖、歩行器、ポータブルトイレなど

※ 在庫に限りがありますので、ご希望に添えないこともあります。

電動ベッドに関しては要介護2以上の認定者以外で必要と認めただ方に限りです

〈貸与期間〉

- 電動ベッドを貸与中に要介護2以上への介護度の変更があった場合は速やかに社会福祉協議会へお申し出ください。
- 車椅子、杖、歩行器は、**1ヶ月を限度**とします。【常時使用する場合は購入をお考えください。】（骨折、けがなどで利用する場合、診断書（コピー可）が出ていれば、延長します。やむを得ない事情で延長を希望する場合は社会福祉協議会までご連絡ください。）
- 貸与中に介護保険のサービスが受けられるようになった場合、または長期の場合は順次他のサービスに切り替えてください。
- また、入院・入所などで在宅介護でなくなった場合は、返却してください。
- 貸出用福祉機器による事故等について責任は一切負えません。

〈費用〉

費用は**無料**です。マットレスの使用時のみクリーニング代として3,500円をベッド設置の際にお支払いいただきます。

但し、福祉用具を故意又は過失により破損・紛失された場合、修理代を実費負担していただく場合があります。

また、返却するときは、福祉用具の清掃等をおこなってお返してください。

〈問合せ先〉

社会福祉法人 七宗町社会福祉協議会

（神洲10327-1 地域支援センターサンホーム七宗内）

TEL：46-1294 FAX:46-0007

Eメール：y-sanhoumu@shirt.ocn.ne.jp